

政令第 号

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第一条第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年八月二十日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年十一月二十日とする。

理由

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。